

扶養認定基準の変更による取扱い

【認定基準の変更】

- ① 配偶者以外の 18 歳以上 60 歳未満の対象親族について
⇒ 学生や病気療養等による就労不能状態でなければ認定対象外でしたが、年収 130 万円未満かつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満という収入要件を満たせば被扶養者認定の対象となります。
ただし、両親などでその対象親族に配偶者がいる場合は、夫婦の年収合計による判断条件が加わります。
- ② 一人あたりの生活費を算出して、扶養希望者との収入比較を行っていましたが、その条件がなくなり、通常収入要件（60 歳未満：年収 130 万円未満かつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満 60 歳以上および障害者：年収 180 万円未満かつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満）を満たせば被扶養者認定の対象となります。
- ③ 雇用保険失業給付を未だ受けていない待期期間や給付制限期間中について被扶養者認定の対象となります。

【基準変更で取扱いが変わるケース（例）】

- ①-1：今春、高校や大学等を卒業して学生から収入要件を満たすフリーターや無職になるケース（扶養：○⇒○）
- ①-2：現時点がフリーターで、今後も収入要件を満たすフリーターのケース（扶養：×⇒○）
- ①-3：現時点が無職無収入で、今後も無職無収入のケース（扶養：×⇒○）
- ②-1：収入額が生活費基準に該当し対象外となっていたが、条件緩和により対象となるケース（扶養：×⇒○）
- ③-1：雇用保険失業給付の待期期間もしくは給付制限期間中であるケース（扶養：×⇒○）

【扶養認定日】

事由発生日	申請書類の健保受付日	扶養認定日
H24 年 3 月 31 日現在 で変更後の認定基準を 既に満たしている場合	H24 年 4 月 20 日まで	H24 年 4 月 1 日
	H24 年 4 月 21 日以降	健保での書類受付日
H24 年 4 月 1 日以降	事由発生日より 20 日 以内に健保到着	各事由発生日で認定。ただし、書類受付日が事由発生日より 20 日以上遅れた際は現状どおり健保での書類受付日で認定。